

## 千葉市計画段階環境影響評価実施要綱（抜粋）

### 第1章 総則

中略

### 第2章 計画段階環境影響評価の手続

（配慮書等の作成）

第5条 事業者は、対象事業計画を策定しようとするときは、環境配慮指針と千葉市環境基本計画による事前配慮に基づき、事業目的が達成可能で、現実的かつ実現可能であり、概ねの実施場所や規模等が異なる複数の事業計画の案（以下「複数案」という。）を策定し、当該複数案ごとに計画段階環境影響評価を行うとともに、次の各号に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成するものとする。

- （1）事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2）対象事業計画の名称、目的及び内容（複数案の記載を含む。）
- （3）対象事業計画の実施区域及びその周囲の概況
- （4）対象事業計画に係る環境配慮指針に基づく環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- （5）環境配慮指針に基づく環境影響評価の結果として次に掲げるもの
  - ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を計画段階環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの
  - イ 環境配慮の方針
- （6）計画段階環境影響評価の総合的な評価
- （7）計画段階環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（配慮書等の提出）

第6条 事業者は、配慮書を作成した時は、要領で定めるところにより、市長に対し、配慮書を提出しなければならない。

（配慮書の公告、縦覧及び公表）

第7条 市長は、配慮書の提出を受けたときは、計画段階環境影響評価の結果について環境の保全の見地から意見を求めるため、事業者から配慮書の提出を受けた旨その他要領で定める事項を公告し、配慮書の写しを公告の日から起算して30日間縦覧に供するものとする。

- 2 事業者は、要領で定めるところにより、前項の公告の日の翌日から同項の縦覧期間満了の日までの間、インターネットの利用その他の方法により配慮書を公表しなければならない。

(配慮書についての意見書の提出等)

第8条 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日を経過する日までの間に、市長に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、要領で定める。

3 市長は、第1項の期間を経過した後、速やかに、事業者に対し、同項の規定により提出された意見書の写し(同項の意見書が提出されなかった場合には、その旨を記載した書面)を送付するものとする。

(見解書の作成等)

第9条 事業者は、前条第3項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、要領で定めるところにより、当該意見書の写しに記載された意見についての事業者の見解を記載した書類(以下「見解書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、見解書の提出を受けたときは、要領で定めるところにより、事業者から見解書の提出を受けた旨を公告し、見解書の写しを公告の日から起算して15日の間縦覧に供するものとする。

3 事業者は、要領で定めるところにより、前項の公告の日の翌日から同項の縦覧期間満了の日までの間、インターネットの利用その他の方法により見解書を公表しなければならない。

(配慮書についての市長の意見)

第10条 市長は、見解書の提出を受けたとき又は第8条第1項の意見書が提出されなかったときは、事業者に対し、要領で定める期間内に、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、市長は、第8条第1項の意見に配意するものとする。

3 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、要領で定める方法により、これを公表するものとする。

(千葉市環境影響評価審査会への諮問)

第11条 市長は、前条第1項の意見を述べようとするときは、千葉市環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

### 第3章 事業者の責務

(配慮書についての意見書等の尊重等)

第12条 事業者は、対象事業計画の策定に当たっては、第10条第1項の規定により述べられた市長の意見の内容を尊重するとともに、第8条第1項の規定により提出された意見書の内容に配意し、当該計画に基づき実施される事業による環境への影響をできる限り回避し、又は低減することその他環境の保全に配慮するものとする。

2 事業者は、前項の規定を踏まえ対象事業計画に検討を加えた結果、選定しようとする案を修正し、又は二つの複数案の融合等により対象事業計画を策定することができるものとする。

ただし、複数案に示された概ねの実施場所や構造等事業の諸元の変更で実施した調査・予測・評価の範囲を超える場合は、第2章の規定による計画段階環境影響評価の手続きを経るものとする。